

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

雲仙市のハザードマップによると、本会が立地する地域において、浸水想定区域(0.5m未満)にある。

近隣には諫早湾干拓の調整池に注がれる一級河川の有明川、千鳥川があるが、平成11年3月の潮受堤防の完成によって災害の発生は軽減されている。

市内全域においては河川の外水氾濫(溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫)、内水氾濫(河川の水位が上昇し、市街地や農地等で河川の排水が困難になって生じる溢水)が想定され、最近では梅雨時、秋雨時の前線活動の活発化、線状降水帯等により、大雨又は局地的豪雨による災害、台風接近又は上陸による暴風雨災害、またこれら豪雨による中小河川、内水氾濫等の水害が発生する事例も多くなってきていることから、豪雨や暴風雨等への事前対策を備えておく必要がある。

(土砂災害:ハザードマップ)

雲仙市のハザードマップによると、本会が立地する地域・近隣において、土砂災害は想定されていない。市内全域においては、山間の一部、河川沿いの一部は、土石流、地すべり、急傾斜地等で土砂災害が生じる恐れがあるエリアがあり、第2次産業、第3次産業の一部が事業を営んでいる。

(地震:J-SHIS、ハザードマップ)

本市には島原湾から島原半島を経て橘湾にかけて分布する活断層群(雲仙断層群)があり、マグニチュード7.7程度以上の地震が発生する可能性があるとしてされている。直近では(1922(大正11).12. 8)には千々石湾を震源とした地震が短時間で2回(マグニチュード6.9、6.5)発生し、島原半島南部(小浜町や北有馬町等)などに大きな被害(死者26名)があった。

J-SHIS によると本会が立地する地域は、震度6弱以上の地震が今後30年間で17%以上の確率で発生するとされている。また、本市のハザードマップによると、地震発生時において本会が立地する地域は津波などによる浸水被害は想定されていないものの、5m未満の浸水が予想されている海岸沿いの一部エリアでは第2次産業、第3次産業の一部が事業を営んでいる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

1991年の雲仙普賢岳噴火以後引き続き雲仙市の一部は警戒区域に入っているものの、本市雲仙温泉街は平成新山火口から2.5km以上離れていることもあり、噴火、降灰、火砕流、土石流、溶岩流、火山活動の活発化に伴う山地の崩壊などの影響は地形的に低いと考えられている。

(2) 商工業者の状況(令和7年4月1日現在)

- ・商工業者等数 1,778人
- ・小規模事業者数 1,587人

【内訳】

	業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考
商工業者	製造業	145	120	市内に広く分散している
	小売業	391	342	市内に広く分散している
	飲食・宿泊	202	184	小浜町(小浜温泉・雲仙温泉)に多い
	卸売業	97	75	市内に広く分散している
	建設業	327	313	市内に広く分散している
	サービス	446	401	市内に広く分散している
	その他	170	152	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 本市の取組

- ・雲仙市地域防災計画の策定(令和7年5月修正)
- ・雲仙市災害時受援計画(令和6年2月修正)
- ・雲仙市業務継続計画の策定(令和6年4月修正)
- ・雲仙市防災訓練の実施(令和元年10月27日瑞穂みずほすこやかランド)
(令和7年2月2日実施 小浜体育館)
- ・災害時の応急生活物資の備蓄(令和7年4月1日現在)
 - アルファ化米12,139食(うち10,859食はアレルギー対応食)
 - 飲料水(550ml) 723本
 - 飲料水(500ml) 5,187本
 - 飲料水(20) 2,316本
 - 液体ミルク 384缶
 - 毛布 3,006枚
 - 簡易間仕切り プライベートルーム1,185個
 - 簡易トイレ 394個
 - 洋式便器用トイレ収納袋 49,900セット
 - 油吸着剤、エコカーペット、ランタン、LED作業灯、発電機等を9箇所(市役所本庁、各総合支所、小学校体育館、防災倉庫など)に分け備蓄

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知、セミナーの開催
- ・事業者BCP認定に関する申請書作成支援
- ・リスクに備える共済制度の取り扱い及び周知
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災リュック(ホイッスル・カッターナイフ等の最低限必要備品30点入)×1を備蓄
- ・保存食(飲料水・アルファ化米・ビスケット・クラッカー等)1人前×3日分を備蓄
- ・新型インフルエンザ発生時の、事務所分散体制の実施
- ・災害時に備える炊き出しや被害予想と対策講習会の開催

II 課題

- (1) 災害時の取り組みについて本会の事業継続計画(BCP)を策定しているが、職員への計画内容の情報共有が十分できていないことや、災害対応に関する知識・ノウハウの蓄積が十分にできていないことから、緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関する損害補償・共済知識及び提案力を高めていく必要がある。
- (2) 地区内小規模事業者については、現在では BPC 策定や事業継続力強化計画策定の優先順位が必ずしも高くなく、計画策定の必要性の周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。
- (3) 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害に対応した保険や共済の普及、推進により地区内小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・地区内小規模事業者に対し事業継続力強化計画の策定を支援し、発災時に策定した計画が活用できる体制を構築する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、雲仙市商工会、雲仙市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

雲仙市商工会、雲仙市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・「雲仙市地域防災計画」と本計画の整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、商工会事業継続計画に相当する危機管理マニュアルを作成している。

3) 関係団体等との連携

本会女性部が雲仙市消防署、日本防災士長崎県支部と連携し以下の活動を行っている。

- ・地域の子供たちと防災食作りを実施する。
- ・救命救急講習会を定期的実施する。
- ・防災士ボランティアセミナーに参加している。
- ・避難所での行動等を学んでいる。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・本会と本市において必要に応じ連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・「地域の災害リスク」を踏まえ、自然災害が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を本会、本市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特例措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、雲仙市における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会、本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、本会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

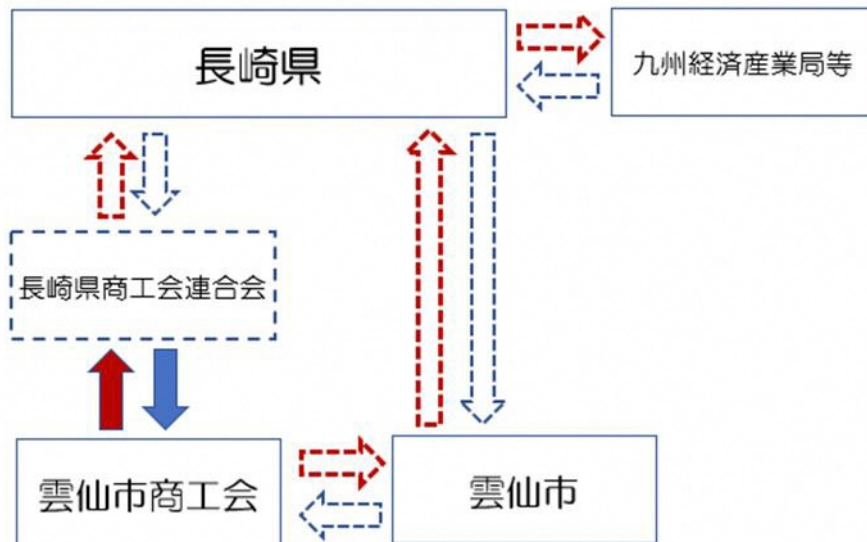
発災後～発災翌日	1日に2回連絡する
発災翌々日～1週間	1日に1回連絡する
1週間以降	1週に1回連絡する

※被害の規模によってはこの限りでない。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、本市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・本会、本市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・本会と本市が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日付31産政第79号)にて、本市から長崎県へ報告する。
- ・本会と本市が共有した情報は、本会から長崎県商工会連合会へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、本市と相談する。(本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

②雲仙市

雲仙市役所 観光商工部 商工労政課
〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
TEL: 0957-38-3111 / FAX:0957-38-3205
E-mail:shokorosei@city.unzen.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・広報費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、長崎県補助金 雲仙市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
「該当なし」
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等